

神奈川県小学生バレーボール連盟 旅費規程

神奈川県小学生バレーボール連盟規約第10章第20条により旅費規程を以下のとおりに定める

1. 県内旅費支給基準

(1) 大会旅費

① 県内大会役員旅費

交通費 自宅より会場までの公共交通機関の往復実費

日 当 500円

ただし、ベンチスタッフとして出場した役員は日当500円を支給し交通費は支給しない。

② 県内において開催する全国・関東大会の役員旅費

交通費

・ 終日または休日に行われた場合は、自宅→会場までの公共交通機関の往復実費

・ 午後または夜間の場合は、勤務先→会場→自宅の公共交通機関の実費

(ただし休日を除く)

日 当 500円

但し、打合せ会は500円、準備業務等で長時間にわたる場合は別途考慮する。

(2) 理事会及び各種委員会旅費

交通費

・ 休日の場合自宅→会場までの往復実費

・ 午後または夜間の場合は、勤務先→会場→自宅の公共交通機関の実費

(ただし休日を除く)

日 当 500円

2. 県外出張旅費支給基準

(1) 主催者側が旅費を支給しない場合の会議、大会派遣審判員、伝達を必要とする講習会に派遣された場合の旅費は下記基準による

① 交通費

A 鉄 道 (自宅最寄駅より)

a. 片道100キロメートル以上の場合

普通旅客運賃及び特別急行料金

(新幹線を順路において利用できる時は新幹線特別急行料金を支給する)

b. 片道100キロメートル未満の場合

普通旅客運賃のみ支給

B 自宅より駅までバス等利用の場合

公共交通機関利用の実費

C 現地交通費

公共交通機関利用の実費

②宿泊費及び日当

A 宿泊費は主催者の指定する宿泊施設に宿泊した場合の料金を支給する。

(1泊2食付)

B 日当は旅行日数に応じ、1日につき500円

(2) 資格取得のため講習会に出席する場合(県小連より指名された場合)は旅費基準の半額(ただし、日当を除く)を支給する。

(3) 県内において行われる関東・全国的な会議、講習会に出席の場合の交通費と日当は1項(1)による

3. 県小連理事会・委員会業務派遣支給基準

(1) 交通費 県内会議旅費に準ずる。

(2) 日 当 A 外部諸会議、会合、事務連絡等の場合

B 理事長及び委員長が事務処理のため必要と認めた場合
500円

4. 食事代

(1) 大会、理事会、委員会等の食事は1食700円以内とする。

支給基準は以下のとおり。

・昼食については4時間の活動を越え12時をまたぐ場合

・夕食については4時間の活動を越え19時をまたぐ場合

(2) 県外出張の際、主催者側が食事を用意しない場合は、(1)の基準による。

5. その他

(1) 県小連の事業であっても、役員として要請しないとき、旅費は支給しない。

(2) 規程に定めのない事項が生じたときは、会長の承認を得て処理し、事後理事会に報告する。